【規程番号　神女大短Ｖ－001】

「学校法人行吉学園奨学金規程」に基づく
神戸女子大学・神戸女子短期大学経済支援奨学金運用細則

（目的）

第１条　この細則は、学校法人行吉学園奨学金規程に基づき、神戸女子大学、神戸女子短期大学（以下、「神女」という。）に在学する者に対し、経済的理由により学業継続が困難になった者に対する経済支援奨学金（以下、「神女経済支援奨学金」という。）の運用に関する必要な事項を定める。

（奨学金の給付対象者）

第２条　神女経済支援奨学金は、家計急変型と災害支援型に分類し、家計急変型の給付対象者は、在学中に生じた主たる生計維持者の家計急変事由（失職、死亡等）により、学業継続が困難になった者、かつ、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 家計の所得等については、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金（第二種）の基準の範囲内とする。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金（家計急変含む）、貸与奨学金を受給している者、又は申請予定者であること。

２　災害支援型の奨学金の給付対象者は、在学中に生計維持者又は学生本人が災害等の被災者であること。かつ、地方公共団体の発行する罹災証明書等により、半壊以上等の被害が認定されている者、又はそれに準ずることが確認できる者とする。

３　家計急変型及び災害支援型の給付対象者は、年次を問わない。また、高等教育の修学支援新制度と併用して受給できるものとする。ただし、標準修業年限で卒業見込みの者を対象とする。

（奨学金の給付額）

第３条　神女経済支援奨学金の給付額は、その年度の授業料及び教育・施設充実費の半額とする。ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りではない。なお、高等教育の修学支援制度により授業料等減免の適用を受けた場合に限り、給付が決定した当該学期の授業料及び教育・施設充実費のうち、授業料等減免額を除く金額を奨学金の給付額とする。

（奨学金の給付申請及び手続）

第４条　神女経済支援奨学金の給付申請の時期は、前期又は後期とし、申請期日については別途周知する。ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りでない。

２　神女経済支援奨学金の給付申請する者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 神女経済支援奨学金申請書

(2) 家計急変事由又は被災したことを証する書類（診断書、離職票、罹災証明等）

(3) 生計維持者（主・従）の課税証明書、及び家計急変後の収入に関する証明書

(4) その他特に必要とする書類

（奨学金の審査方法）

第５条　前条の申請書類は、学生部内で審査のうえ、神戸女子大学・神戸女子短期大学学生委員会で審議するとともに、学生部長及び学長が面接を経て理事長に推薦する。

２　理事長は、学長の推薦に基づき給付対象者を決定する。

（奨学金の給付期間等）

第６条　神女経済支援奨学金の給付期間は、給付が決定した年度内とする。

２　神女経済支援奨学金の給付は、所定の在学期間を通して１回を原則とする。

ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りでない。なお、神女経済支援奨学金は、神女優秀者応援制度と併用して受給できない。

（特別措置）

第７条　神女経済支援奨学金の給付対象者の決定時において、既に当該学期の学納金等が納入されている場合であっても、奨学金を給付することができる。

（細則の改廃）

第８条　この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この運用細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　「学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料等免除・奨励金授与規程」に基づく神戸女子大学授業料等免除運用細則及び神戸女子短期大学授業料等免除運用細則は廃止する。

附　則

この運用細則は、令和8年4月1日から施行する。（委員会名称の変更）

【規程番号　神女大短Ｖ－002】

「学校法人行吉学園奨学金規程」に基づく
神戸女子大学・神戸女子短期大学優秀者応援奨学金運用細則

（目的）

第１条　この細則は、学校法人行吉学園奨学金規程に基づき、神戸女子大学、神戸女子短期大学（以下、「神女」という。）に在学する者に対し、学業優秀で品行方正な者であり、かつ経済的に支援が必要な者に対する優秀者応援奨学金（以下、「神女優秀者応援奨学金」という。）の運用に関する必要な事項を定める。

（奨学金の給付対象者）

第２条　神女優秀者応援奨学金は、優秀者表彰型と学生応援型に分類し、優秀者表彰型の給付対象者は、１年次以外の在学生のうち、全学生の範となる学業優秀かつ品行方正な者とする。

２　学生応援型の給付対象者は、以下のとおり分類する。

（1）独立行政法人日本学生支援機構等の貸与奨学金を受給する者

（2）上記以外の者

３　学生応援型の給付要件は、以下の２つとする。

（1）申請前年度（年間）GPA2.5以上であること

（2）課外活動（文化、スポーツ、社会貢献等）の分野において積極的な取り組みが認められること

（奨学金の給付額）

第３条　神女優秀者応援奨学金のうち、優秀者表彰型の奨学金の給付額は、10万円とする。

２　学生応援型の給付額は 10 万円とし、特に優秀と認められる場合は、20 万円を給付する。

（奨学金の給付申請及び手続）

第４条　神女優秀者応援奨学金の給付申請の時期は前期とし、申請期日については別途周知する。ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りでない。

２　神女優秀者応援奨学金の給付申請する者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

（1）神女優秀者応援奨学金（優秀者表彰型）承諾書

（2）神女優秀者応援奨学金（学生応援型）申請書

（3）その他特に必要とする書類

（奨学金の審査方法）

第５条　前条の申請書類は、学生部内で審査のうえ、次の手続きを経て、学長より理事長に推薦する。

２　優秀者表彰型においては、前年度の学業成績に基づき学科ごとに候補者を選考し、学科主任より所定の書式により学部長または短期大学部長に報告する。

３　学生応援型においては、神戸女子大学・神戸女子短期大学学生委員会で審議する。

４　理事長は、学長の推薦に基づき給付対象者を決定する。

（奨学金の給付期間等）

第６条　神女優秀者応援奨学金のうち、優秀者表彰型についての給付は、当該年度の前期とする。また、学生応援型についての給付は、当該年度の後期とする。

２　神女優秀者応援奨学金は、異なる年度において給付申請することができる。
ただし、審査にあたっては新規申請者を優先する。

３　神女優秀者応援奨学金は、神女経済支援奨学金と併用して受給することができないものとする。
ただし、神女優秀者応援奨学金として定める他の奨学金とは併用して受給することができる。

（授与式）

第７条　神女優秀者応援奨学金のうち、優秀者表彰型のみ、給付対象者として決定された当該年度の前期に授与式を行う。

（細則の改廃）

第８条 この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この運用細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　「学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料等免除・奨励金授与規程」に基づく神戸女子大学奨励金授与運用細則及び神戸女子短期大学奨励金授与運用細則は廃止する。

附　則

この運用細則は、令和7年4月1日から施行する。

附　則

この運用細則は、令和8年4月1日から施行する。（委員会名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学自転車通学規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（ 以下「本学」という。）ポートアイランドキャンパスに在籍する学生が、通学に自転車を使用し、本学の指定する場所に駐輪する場合の許可手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（自転車使用の許可）

第２条　自転車を使用する通学は、次の各号に該当する場合に許可するものとする。

(1) ポートアイランドの一期地区内に居住する学生で、自転車による通学を希望する場合

(2) 特別の事情がある者で、特に学長が認めた場合

（申請及び許可）

第３条　前条に該当し自転車を使用して通学することを希望する学生は、学内での運転講習等を受け、学長に自転車通学許可申請書（様式１号）（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

２　申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（様式２号）

(2) 防犯登録カードの写し

(3) 自転車保険証書の写し

３　学長は、申請書の内容を審査のうえ駐輪が可能な範囲において許可するものとし、許可したときは自転車通学許可書（様式３号）を交付する。

（自転車通学の許可条件）

第４条　自転車による通学を申請する者は、次の各号の自転車保険に必ず加入していなければならない。

(1) 個人賠償責任１億円以上

(2) 死亡・後遺障害 400 万円以上

（運転遵守事項）

第５条　自転車による通学は次の各号を遵守すること。

(1) 道路交通安全に関する法令を遵守し安全運転に努めること

(2) 運転時にヘルメットを着用すること

(3) 前照灯・ブレーキ・鍵を設置すること

(4) 道路交通法に則した自転車を運転すること

（許可の取消し）

第６条　運転者が、次の各号に該当した場合は許可を取消すものとする。

(1) 第２条の各号に定める使用許可の要件を欠いた場合

(2) 運転禁止事項に違反して交通事故を起した場合

(3) 運転禁止事項に著しい違反があった場合

(4) 本学が指定した場所に駐輪していない場合

(5) 駐輪場に自転車を長期放置した場合

(6) その他本学が取消しを必要と認めた場合

（報告義務）

第７条　運転者が、通学途上及び学内で交通事故を起した場合は、直ちに本学に報告し、指示に従わなければならない。

（責任の所在）

第８条　運転者が通学途上及び学内で起した事故については、本学は一切の賠償責任を負わない。

２　運転者の自転車の駐輪中に発生した破損及び盗難等による損害については、本学は一切の賠償責任を負わない。

（本学の損害賠償請求）

第９条　運転者が通学途上及び学内で事故を起し、そのために本学が損害を受けた場合は、本学はその損害について運転者に賠償を請求することができる。

（業務の所管等）

第10条　この規程に定める業務は、学生課が所管する。

２　この規程に定める申請書等は、学生課に提出するものとする。

３　学生課は、自転車使用による通学が許可されたときは、許可申請書を提出した学生に通知する。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学自転車通学規程及び神戸女子短期大学自転車通学規程は廃止する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生寮生活細則

１．門限

（1）門限は 23 時とする。

２．在室確認

（1）在室確認は 23 時に行う。

３．帰省・外泊・閉寮

（1）無断外泊は禁止する。違反した場合は処分の対象となる。

（2）帰省・外泊の場合はあらかじめ所定の「帰省・外泊届」を寮監に提出する。

（3）外泊者は帰寮後、直ちに寮監に報告する。

（4）「帰省・外泊報告書」は定期的に保護者あてに通知する。

（5）お盆・年末年始（大学の一斉休業日）は閉寮とする。

４．来訪者

（1）来訪者は両親及び本学学生に限り、所定の用紙に記入する。時間は 9 時から 22 時までとする。

（2）来訪者の宿泊は、原則認めない。

５．寮室

（1）寮室には備品として机、いす、ベッド、クローゼット、本棚、靴箱、エアコン、冷凍冷蔵庫、全自動洗濯機、テレビ、カーテン、物干し竿、インターネット用回線が設置されている。

（2）寮室の壁に釘やフックを打ってはならない。寮室に備え付けの備品は、ていねいに扱い、常に清潔にしておく。自己の責任によって破損した場合は、責任を持って補修する。

（3）寮室の設備施設の点検等のため必要に応じ、寮監が入室する場合がある。緊急時以外は、寮生の事前許可を得る。

６．郵便物・宅配物

（1）郵便物は、寮生の郵便受けに収納する。

（2）宅配物は寮監が立ち会いのもと寮生に渡す。寮生不在の場合はトランクルームに預かり、後に寮生に渡す。

７．共同使用施設

（1）共同で使用する施設は、別に定める規則を守って使用する。

８．その他

（1）アルバイトは保護者の許可のもと、門限の範囲内で可能とする。

（2）飲酒、喫煙は禁止する。

（3）各当番は確実に行い、特に火気、戸締りに注意する。カセットコンロ、ろうそく、お香、電気ストーブ等の持ち込みは禁止する。

（4）自動車、バイク、自転車の所有は認めない。

（5）寮内での商業行為またはこれに類する行為は禁止する。

（6）寮内での政治的、思想的、宗教的な、またはこれに類する勧誘行為は禁止する。

（7）ペット類の飼育は禁止する。

（8）寮生は、寮での静粛に心がけ、周りの人の迷惑にならないように気をつける。

(9) 各居室のゴミの処理については別に定める規則に従わなければならない。

(10) 寮生は本生活細則および寮監の指示を守らなければならない。

9．細則の改廃

(1) この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 11 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮生活規則」は廃止する。

附　則

1　この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 17 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮生活規程」は廃止する。

附　則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(委員会名称の変更)

【規程番号　神女大短Ｖ－005】

神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援規程

（目的）

第１条　この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、「神戸女子大学及び神戸女子短期大学における障がい学生支援に関する基本方針」に則り、障がいのある学生への支援を実施することを目的として必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、「障がいのある学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、精神障害、その他の心身の機能の障害等があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（以下「障がい学生」という。）をいう。

（責務）

第３条　学長は、障がい学生が修学における不利益を受けぬよう配慮するとともに、全学的な障がい学生への支援方策を推進する責務を有する。

２　各学部長及び各研究科長は、学長の命を受け、当該学部及び研究科に所属する障がい学生が修学における不利益を受けぬよう、学生支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定めた具体的な支援方策等を講ずる責務を有する。

３　教職員は、障がい学生が修学等における不利益を受けぬよう配慮するとともに、運営委員会が定めた具体的支援方策の実施及び合理的配慮の提供に努める。

（支援の申し出）

第４条　障がい学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援、または就労に係る支援等を申し出ることができる。

２　支援の申し出は、学生支援センター事務室（以下「センター事務室」という。）が受理し、学生の教育的ニーズ及び修学意思に関する十分な聴取を行う。

３　センター事務室は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズ及び修学意思を十分尊重した上で、運営委員会の定める方針に基づき、関係各部局と協議し、個別の支援計画を作成する。

（合意の形成）

第５条　センター事務室は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意形成に努める。

（支援の実施）

第６条　具体的支援は、障がい学生が所属する学部・学科及び研究科が、主たる責任をもって実施する。

第７条　運営委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整を行う。

第８条　センター事務室は、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、調整及び学外機関との連携等を行う。

第９条　センター事務室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がい学生及び支援教職員からの相談に適切に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

（秘密保持義務）

第 10 条　障がい学生支援に従事する教職員又は具体的支援に係る事務に従事していた教職員は、正当な理由がなく、障がい学生及び障がい学生支援に関して知り得た情報を漏洩してはならない。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が決定する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。